



資 料 編

八千代市第5次総合計画策定（後期基本計画策定時）基本方針

第5次総合計画後期基本計画策定体制

第5次総合計画後期基本計画策定経過

市民参加の概要

総合計画審議会関係

持続可能な開発目標（SDGs）の詳細

八千代市第5次総合計画策定（後期基本計画策定時）基本方針

令和5年11月14日 策定

第5次総合計画策定（後期基本計画策定時）に関する基本方針は、以下のとおりとします。

1 基本構想の取扱い

後期基本計画の策定に当たっては、原則、基本構想を踏襲するものとします。ただし、計画の策定に際し、基本構想の一部修正を行う場合もあります。

2 後期基本計画策定の基本的方針

- (1) 後期基本計画は、基本構想に示した基本理念及び将来都市像を実現するため、施策の大綱に基づき、限られた資源を最大限活用し、まちづくりを着実に推進していくため、重点的に実施する施策を位置付けた基本的な計画とします。
- (2) 後期基本計画は、以下に掲げる前期基本計画策定後に生じた新たな行政課題を踏まえて策定するものとします。
 - ① 人口構造の変化、公共施設の老朽化、自然災害への対応などの課題に加えて、コロナ禍からの社会経済活動の正常化、さらにはSDGsやDX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進、環境に配慮したカーボンニュートラルの実現などをはじめとする時代の潮流への対応
 - ② 「デジタル田園都市国家構想」に基づき、デジタル技術の活用によって、地域の特性を生かしながら地方の社会課題解決や魅力向上の取組を加速化・深化することを目的とした次期総合戦略の策定
- (3) 財政状況等を十分に想定し、施策の実現性や事業の実効性を確保した計画とします。

3 実施計画策定の基本的方針

実施計画は、後期基本計画において定められた基本的な施策を効果的に実施するための具体的な事業を明らかにするとともに、財源の裏付けを伴う市政の具体的な計画とします。

4 計画の期間

- (1) 後期基本計画の計画期間は、令和7（2025）年度から令和10（2028）年度までの4年間とします。
- (2) 実施計画の計画期間は3年間とし、毎年度見直すローリング方式とします。

（八千代市第5次総合計画の計画期間）

年度	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和 6 (2024)	令和 7 (2025)	令和 8 (2026)	令和 9 (2027)	令和 10 (2028)
基本構想 (8年)								
基本計画 (4年, 4年)								
実施計画 (3年) 毎年度見直し								

5 計画の策定体制

(1) 市民参画

市民意識調査，ワークショップ等のほか，パブリックコメントによる計画（案）の周知や意見の募集など市民の参加を促進し，広く市民の意見を反映させるものとします。

(2) 総合計画審議会

後期基本計画の策定に当たっては，計画（案）を市長の諮問機関である総合計画審議会において審議するものとします。

(3) 議会

様々な観点で意見や提案を受けるため，策定過程の節目ごとに議会に対して説明の機会を設けるものとします。

(4) 庁内策定体制

総合計画策定会議をはじめとして，職員の積極的な参画を求め，全庁を挙げて計画の策定に取り組むものとします。

(5) 調査等の活用

後期基本計画の策定に当たっては，市民意識調査等の調査結果を活用するものとします。

6 策定の時期

後期基本計画及び後期実施計画（令和7年度版）は，令和6年度中に策定するものとします。

7 計画の策定

後期基本計画及び後期実施計画は，部長会議において決定するものとします。

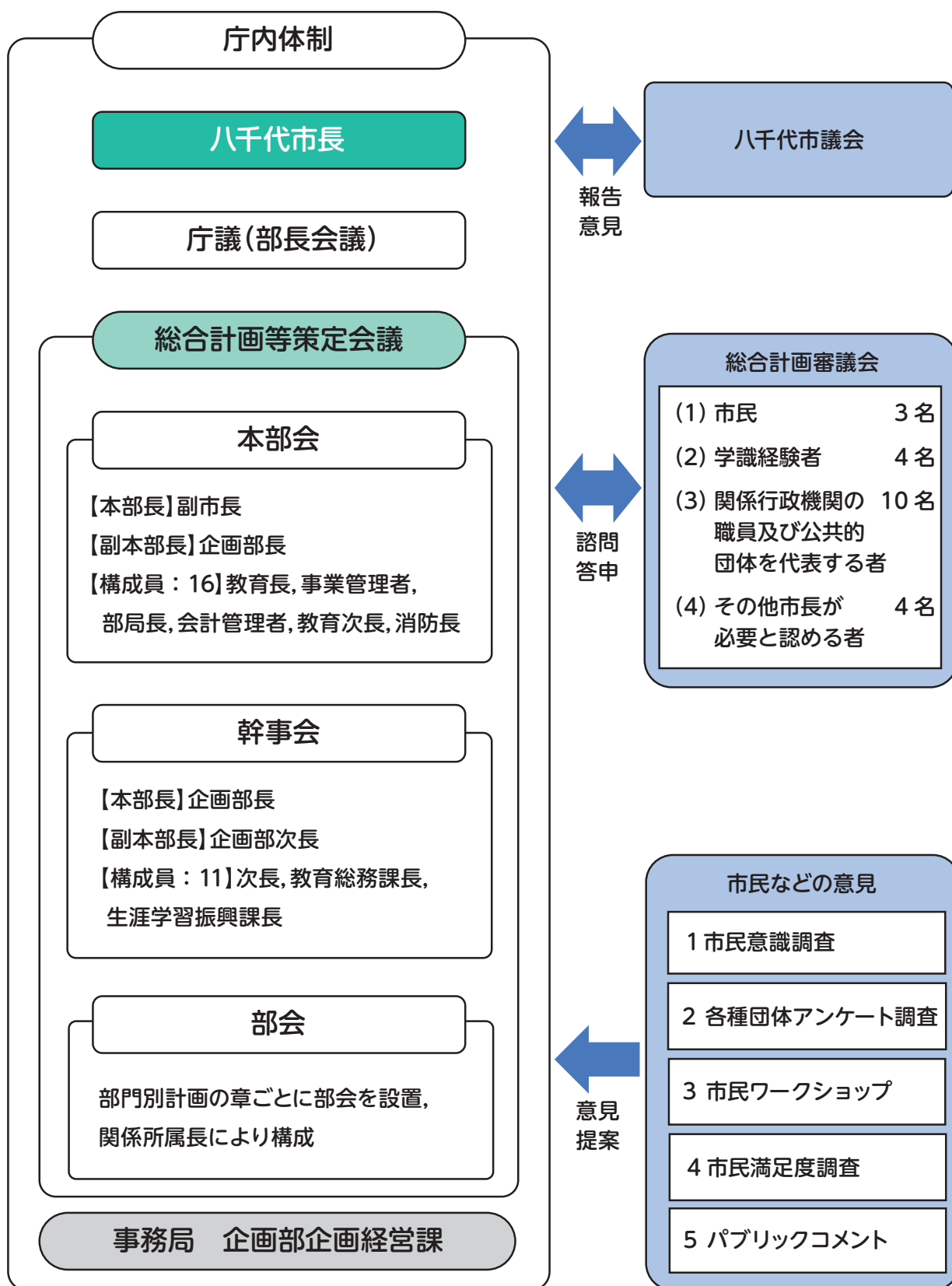
8 公表について

後期基本計画の策定に当たっては，所要事項を適切な時期に市ホームページや広報やちよ等で公開するものとします。

9 その他

策定基本方針に定めるもののほか，後期基本計画の策定に関して必要な事項は，別に定めるものとします。

第5次総合計画後期基本計画策定体制



第5次総合計画後期基本計画策定経過

年 月	主な経過
令和 5 (2023) 年 9 月	- 令和5年度第1回総合計画審議会を開催 - 第12回八千代市市民意識調査（市内在住者・市外在住市内在勤者）を実施
10月	各種団体アンケート調査を実施
11月	- 第1回市民ワークショップ（参加者28人）を実施 - 八千代市第5次総合計画策定（後期基本計画策定時）基本方針を策定 - 第2回市民ワークショップ（参加者25人）を実施
令和 6 (2024) 年 2 月	庁内ヒアリングを実施
3月	- 令和5年度第2回総合計画審議会を開催 - 八千代市第5次総合計画後期基本計画策定に係る基礎調査報告書を作成
9月	令和6年度第1回総合計画審議会を開催
11月	- 総合計画等策定会議本部会において八千代市第5次総合計画後期基本計画（原案）を決定 - 令和6年度第2回総合計画審議会を開催（市長から総合計画審議会へ八千代市第5次総合計画後期基本計画（原案）を諮問） - 八千代市第5次総合計画後期基本計画（原案）の議員説明会を実施
12月	- 八千代市第5次総合計画後期基本計画（原案）のパブリックコメントを実施 - 八千代市市民満足度調査を実施
令和 7 (2025) 年 2 月	- 令和6年度第3回総合計画審議会を開催 - 総合計画審議会から市長へ八千代市第5次総合計画後期基本計画（原案）を答申 - 庁議（部長会議）において八千代市第5次総合計画後期基本計画を決定

市民参加の概要

1 市民意識調査

八千代市第5次総合計画後期基本計画の策定にあたり、市民の市政やまちづくりに関する意識・意向を広く把握し、後期基本計画に反映させるとともに、今後の市政運営や政策立案の基礎資料とすることを目的として実施しました。

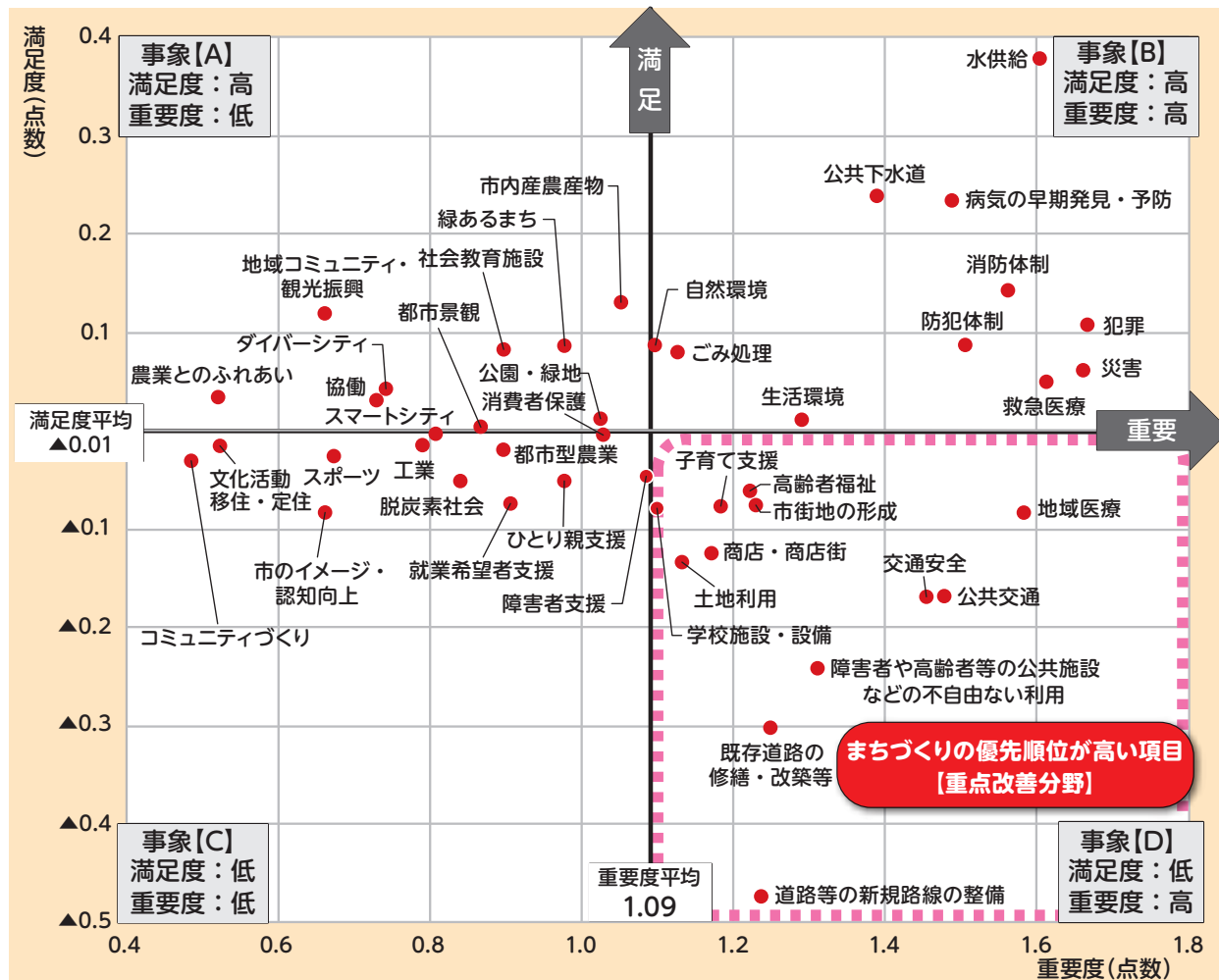
アンケート調査は、市内在住者と市外在住市内在勤者を対象に行いました。

(1) 市内在住者調査

八千代市に在住する満18歳以上の男女3,500人を住民基本台帳から無作為に抽出し、3,486人(他14通は宛先不明のため返送)を調査対象としました。有効回収数は1,149人、回収率は33.0%でした。

市の施策に対する満足度と重要度の関係を見ると、優先順位が高いまちづくりの分野(市民の満足度が低く、重要度が高い項目:ピンクの点線枠内部分)は、「道路等の新規路線の整備」や「既存道路の修繕・改築等」などの道路関連、「公共交通」「交通安全」などの交通関連が多くなっているほか、「高齢者福祉」「子育て支援」「地域医療」「学校施設・整備」などの市民ニーズも高くなっています(図表26)。

図表 26 市内在住者を対象とした満足度と重要度の関係図



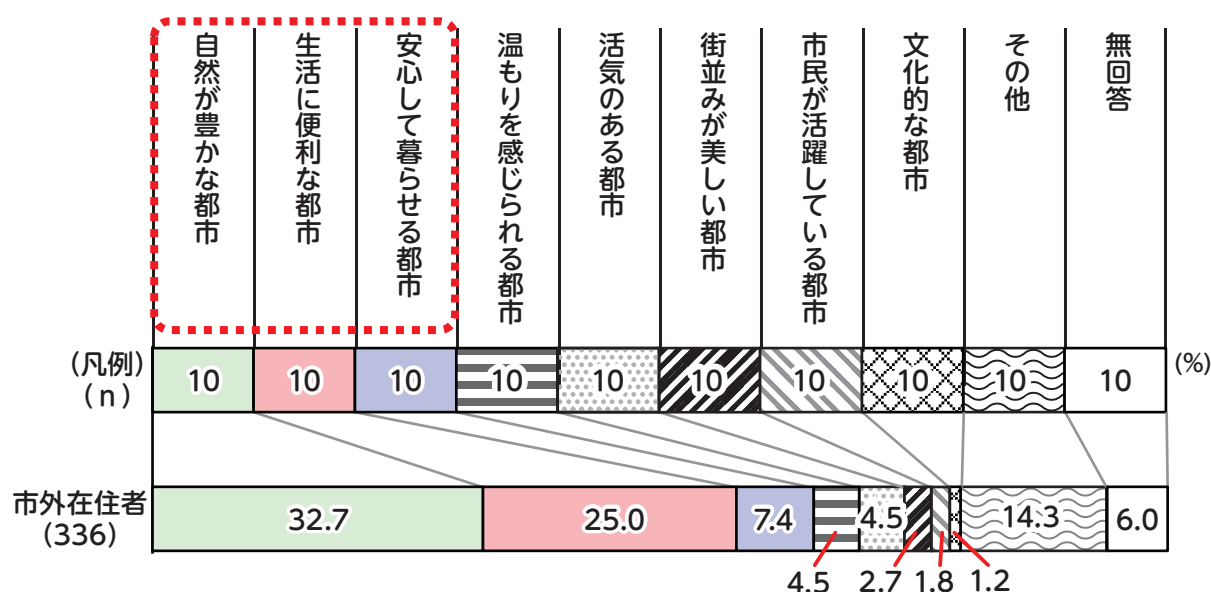
(2) 市外在住市内在勤者調査

八千代市外に在住かつ市内に在勤する満18歳以上の男女500人を対象として実施しました。有効回収数は336人、回収率は67.2%でした。

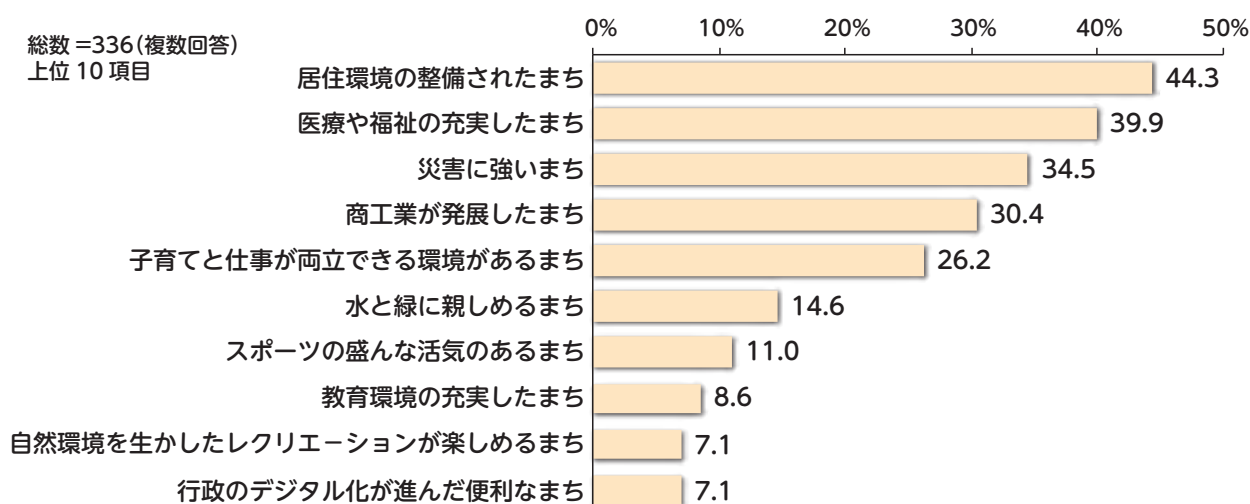
回答者の本市のイメージは、「自然が豊かな都市」が32.7%で最も多く、「生活に便利な都市」が25.0%、「安心して暮らせる都市」が7.4%となっており、この3項目で65.1%を占めています(図表27)。

また、魅力的なまちになるための方向性(複数回答可)としては、「居住環境の整備されたまち」が44.3%で最も多く、「医療や福祉の充実したまち(39.9%)」「災害に強いまち(34.5%)」が続いています(図表28)。

図表27 八千代市のイメージ



図表28 魅力的なまちになるための方向性



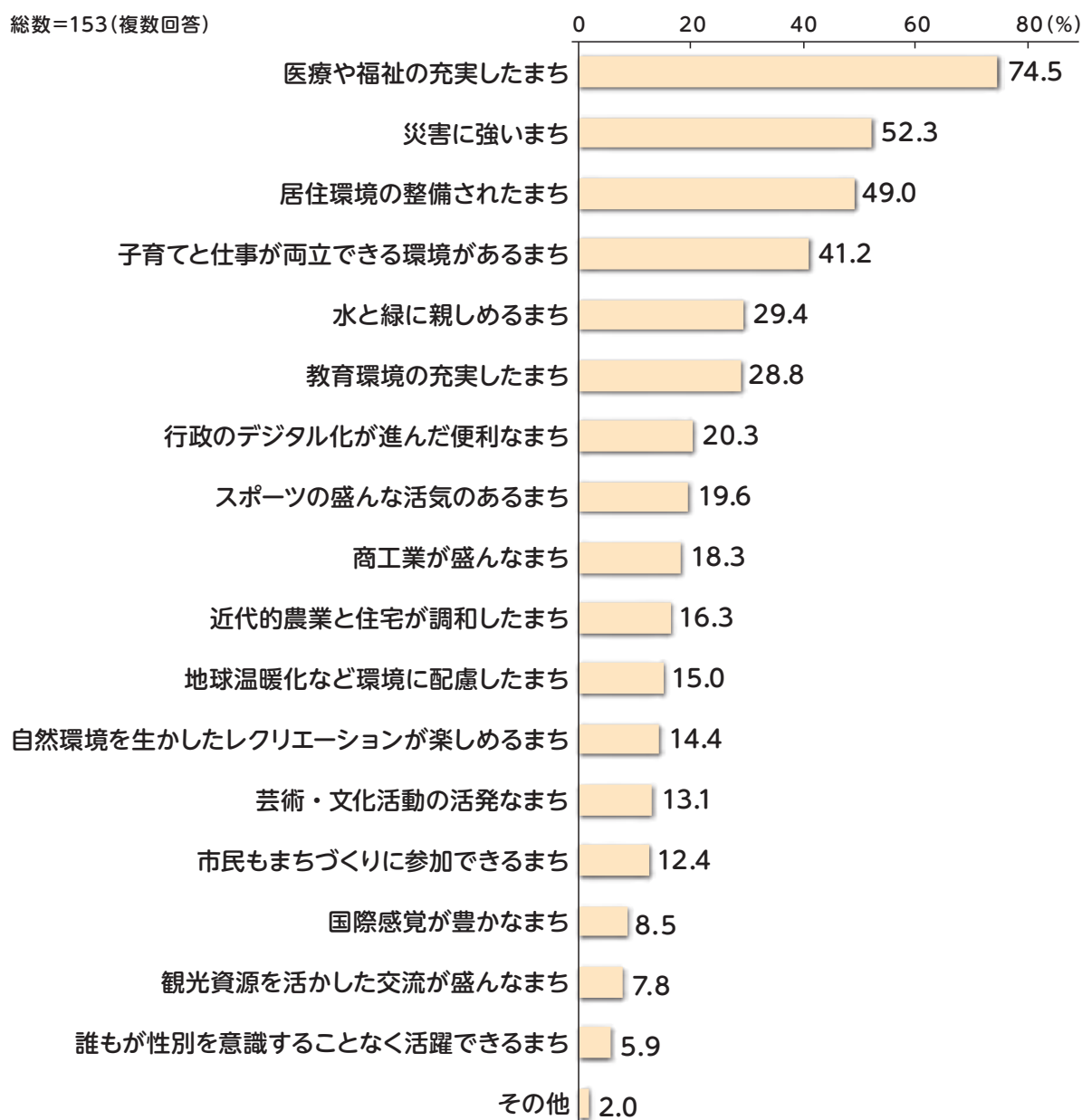
2 各種団体アンケート調査

八千代市内の各種団体・事業者54団体、自治会253団体を対象にアンケート調査を実施しました。有効回答先は、各種団体・事業者が31団体、自治会は123団体、有効回答率は50.2%でした。

八千代市の発展の方向性は、「医療や福祉の充実したまち」が74.5%で最も多く、「災害に強いまち（52.3%）」「居住環境の整備されたまち（49.0%）」が続いています（図表29）。

また、地域の実情を熟知している自治会の意見により、地域の魅力や課題が浮き彫りとなりました（図表30、31）。

図表29 八千代市の発展の方向性



図表30 自治会からみた地域の魅力

地域の魅力
・新住民と古くから住んでいる住民との垣根がない。(大和田地域) ・静かで清潔な住環境を協力して維持できている。(大和田地域) ・居住者の年齢層がある程度分散されている。(高津・緑が丘地域) ・道路幅が広く、交通事故が発生しにくい。(高津・緑が丘地域) ・会員がお互いに顔を知っており、コミュニケーションがある。(八千代台地域) ・町がどんどん便利になり、駅前で食品や衣類などが買い物できる。(八千代台地域) ・近くに森や畑があり、身近に自然を感じられる。(八千代台地域) ・交通の便が良く、近くにはスーパーが複数あって買い物も便利である。(勝田台地域) ・伝統行事(勝田獅子舞)等の文化継承が行われている。(勝田台地域) ・戸建てが多く、街並みが整った静かで落ち着いたまち。(村上地域) ・緑が多く、交通量も少ないため、子育てに適している。(村上地域) ・体育館や図書館が近くにあり、商業施設へのアクセスも良い。(村上地域) ・新川が近くにあり、自然が豊かである。(阿蘇地域) ・市街地より離れているため、空気がおいしい。(睦地域) ・各家庭が庭の手入れをしており、住宅と緑のコントラストが美しい。(睦地域)

図表31 自治会からみた地域の課題

地域の課題
・住民の高齢化に伴い、日常的なサポートの必要性が高まっている。(大和田地域) ・空き家が多く、防犯上の問題がある。(大和田地域) ・地域行事の規模が年々小さくなり、隣近所の「顔」が見えにくくなっている。(高津・緑が丘地域) ・バラ園までの遊歩道の整備や害虫の駆除(桜)が課題となっている。(高津・緑が丘地域) ・地域の道路が車の抜け道となっており、地域の安全性を損なっている。(八千代台地域) ・公園の樹木の管理頻度が少なく、うっそうとしたり、落ち葉が道路に広がっている。(八千代台地域) ・地域とのつながりが学校関係以外では乏しい。(八千代台地域) ・住民と外国人が共存できるような活動が必要である。(勝田台地域) ・若い人材が少ないため、商店街も活気がない。(勝田台地域) ・高齢者の一人暮らしが多く、防犯・防災には周りの人が気を配る必要がある。(村上地域) ・会員の高齢化に伴い、防災行政用無線が聞こえづらいとの声が聞かれる。(村上地域) ・高齢化に伴い、自治会の役員を引き受けてくれる人がいない。(阿蘇地域) ・不法投棄が多い。新川の水が汚い。(阿蘇地域) ・空地の適切な管理。(睦地域) ・高齢者の買い物支援が必要になってきている。(睦地域)

3 市民ワークショップ

(1) 開催目的

八千代市第5次総合計画後期基本計画の策定にあたり、市民の市政への関心・興味を高めるとともに、市民から市政に対する意見・要望やまちづくりに対する課題・提案を幅広く引き出し、後期基本計画の策定の参考とするために実施しました。

(2) 開催概要

① 対象

八千代市の市政やまちづくりに関心があり、まちづくりに関する課題・問題点や今後の方向性、施策・事業などの提案をしていただける市民。

② 人数・班分け

	班名	申込人数	第一回 参加者数	第二回 参加者数
1	若者世代チーム	6名	5名	6名
2	子育て世代チーム	8名	5名	5名
3	転入者チーム	7名	4名	4名
4	現役世代チーム	9名	5名	3名
5	高齢者チーム	10名	9名	7名
	合 計	40名	28名	25名

③ 開催日

第1回：令和5年11月12日（日）10：00～12：00

第2回：令和5年11月26日（日）10：00～12：00

④ 会場

八千代市役所別館2階第1・第2会議室

⑤ 市民ワークショップのテーマ

八千代市のよいところ・魅力及び課題・問題点を踏まえたうえで、八千代市の今後のまちづくりで取り組むべきことなどについて、参加者から意見や提案を頂きました。

各回の検討テーマは、下表のとおりです。

第1回	● 八千代市のまちづくりの現状（各種調査結果）に関する情報提供 ● 八千代市のよいところ・魅力と課題・問題点の洗い出し・整理 ― 好きな点・良い点・自慢したい点、嫌いな点・改善した方がよい点など
第2回	● 第1回ワークショップの振り返り ― 第1回ワークショップの検討結果に関する情報提供 ● 今後のまちづくりで優先的に取り組むべきことの洗い出し・整理 ― 八千代市の新しいまちづくりの方向性、今後のまちづくりの施策・事業、市民参加のあり方（自分たちができること）など

⑥ とりまとめ結果

全2回のワークショップでは、後期基本計画の策定に際し、まちづくりの課題と今後の方向性について班ごとに整理しました(図表 32)。

図表 32 市民ワークショップのとりまとめ結果

【若者世代チーム】

	まちづくりの課題	まちづくりの方向性(テーマ)
1	インフラ(施設)の充実	子育て支援/施設改修と施設の魅力の向上/市の特性の活用
2	生活環境の維持・向上	きれいで住みやすいまちづくり/空き家対策の強化/エコなまちづくり
3	市の政策の活性化	こども(学生)ファーストの施策実施/交流促進/集客促進

【子育て世代チーム】

	まちづくりの課題	まちづくりの方向性(テーマ)
1	子育てしやすいまちづくり	地域資源の活用/安心につながる情報発信/スポーツ促進
2	交通アクセスの改善	アクセス利便性の向上/安心できる歩行空間の整備
3	観光振興	新川の活用/情報発信力の強化/外国人との共生

【転入者チーム】

	まちづくりの課題	まちづくりの方向性(テーマ)
1	安心・安全な移動手段の確保	公共交通網の維持・確保/歩道橋エレベーターの設置/渋滞対策の強化
2	安心・安全なまちづくり	夜間救急医療体制の充実/防犯灯の拡充/防犯カメラの増設
3	観光振興	観光情報発信力の強化/ふるさと納税返礼品の拡充/廃校の活用

【現役世代チーム】

	まちづくりの課題	まちづくりの方向性(テーマ)
1	地域コミュニティの更なる強化	交流の推進/施設の整備/景観まちづくりの推進
2	市の印象やPR力の強化	イベントの増加/PRの強化・多様化
3	産業の活性化	産業の育成

【高齢者チーム】

	まちづくりの課題	まちづくりの方向性(テーマ)
1	高齢者福祉の充実	ボランティアの活用/一人暮らしの高齢者への支援/市役所の相談窓口の充実
2	地域コミュニティの構築	施設の充実/各種プログラムの充実/サークル活動の活発化
3	多様な交通手段の確保	交通弱者への支援/鉄道運賃の引き下げ/交通手段の多様化

⑦ グループワーク・発表会の様子



総合計画審議会関係

八千代市総合計画審議会条例

昭和 44 年 10 月 1 日
条例第 37 号

(設置)

第1条 本市に、八千代市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 総合計画の策定及び変更に関する事項
- (2) 総合計画の推進に関する事項
- (3) 総合計画の効果検証に関する事項
- (4) その他市長が必要と認める事項

2 審議会は、前項第1号に規定する事項について諮問があったときは、調査審議の上、市長に答申しなければならない。

(令3条例1・全改)

(組織)

第3条 審議会は、委員 21 人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市民 3人以内
- (2) 学識経験者 4人以内
- (3) 関係行政機関の職員及び公共的団体を代表する者 10人以内
- (4) その他市長が必要と認める者 4人以内

2 委員の任期は、2年とする。

3 委員の欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(昭 53 条例 24・平 10 条例 34・平 20 条例 20・令3条例1・一部改正)

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(令3条例1・一部改正)

(会議の招集)

第5条 審議会の会議は、会長が招集する。ただし、前条第1項の規定により互選される前に招集される会議は、市長が招集するものとする。

(令3条例1・一部改正)

(会議)

第6条 会長は、会議の議長となる。

2 会議は、過半数の委員が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(平 10 条例 34・一部改正)

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、市長の定める機関において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し、必要な事項は、審議会が市長の同意を得て別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和 53 年条例第 24 号)

この条例は、昭和 54 年2月1日から施行する。

附 則 (平成 10 年条例第 34 号)

この条例は、平成 11 年1月 15 日から施行する。

附 則 (平成 20 年条例第 20 号)

この条例は、平成 21 年1月 15 日から施行する。

附 則 (令和3年条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。

八千代市総合計画審議会委員

令和6年5月20日現在（敬称略）

区 分		氏 名	所属団体等	備 考
1号委員	市民	1 石橋 大樹	公募委員	
		2 岡崎 留美子	公募委員	
		3 中川 裕美	公募委員	
2号委員	学識経験者	4 伊澤 岬	日本大学名誉教授	会 長
		5 藤井 敬宏	日本大学理工学部特任教授	
		6 出雲 輝彦	東京成徳大学応用心理学部教授	
		7 森中 祐治	秀明大学総合経営学部教授	
3号委員	関係行政機関の職員及び 公共的団体を代表する者	8 周郷 寿雄	八千代商工会議所会頭	副会長
		9 伊藤 禎造	八千代市自治会連合会副会長	
		10 豊田 正昭	八千代市スポーツ協会会長	
		11 櫻井 良夫	八千代市農業協同組合専務理事	
		12 荒川 香南子	八千代市子ども会育成連絡協議会副会長	
		13 村田 和子	八千代市社会福祉協議会事務局長	
		14 加瀬 卓	八千代市医師会会長	
		15 渡部 正敏	八千代市長寿会連合会会長	
		16 鑓水 知子	八千代市芸術文化協会理事	
4号委員	その他市長が 必要と認める者	17 鈴木 淳一郎	千葉県葛南地域振興事務所長	
		18 本田 勝一	千葉銀行大和田支店支店長	
		19 新行内 寛之	JAM日鉄SGワイヤ労働組合執行委員長	
		20 上野 隆史	株式会社ジェイコム千葉YY船橋習志野局長	
		21 隅田 容代	税理士	

八千代市第5次総合計画後期基本計画（原案）諮問

企 第 424 号
令和6年11月27日

八千代市総合計画審議会
会長 伊 澤 岬 様

八千代市長 服 部 友 則

八千代市第5次総合計画後期基本計画（原案）について（諮問）

八千代市第5次総合計画後期基本計画を策定するにあたり、八千代市総合計画審議会条例第2条の規定に基づき、別添の八千代市第5次総合計画後期基本計画（原案）について、貴審議会の意見を求めます。

八千代市第5次総合計画後期基本計画（原案）答申

企 第 607 号
令和7年2月12日

八千代市長 服 部 友 則 様

八千代市総合計画審議会
会長 伊 澤 岬

八千代市第5次総合計画後期基本計画（原案）について（答申）

令和6年11月27日付け企第424号で諮問のあった「八千代市第5次総合計画後期基本計画（原案）」について、慎重に審議を行った結果、八千代市第5次基本構想の将来都市像「人がつながり未来につなぐ 緑豊かな 笑顔あふれるまち やちよ」を実現するにあたり、その内容をおおむね妥当なものと認め、八千代市総合計画審議会条例第2条第2項に基づき、別添「八千代市第5次総合計画後期基本計画（原案）」のとおり答申する。

持続可能な開発目標（SDGs）の詳細

	貧困をなくそう	目標1〔貧困〕 あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせる。
	飢餓をゼロに	目標2〔飢餓〕 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養の改善を実現し、持続可能な農業を促進する。
	すべての人に健康と福祉を	目標3〔保健〕 あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。
	質の高い教育をみんなに	目標4〔教育〕 すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。
	ジェンダー平等を実現しよう	目標5〔ジェンダー〕 ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う。
	安全な水とトイレを世界中に	目標6〔水・衛生〕 すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。
	エネルギーをみんなにそしてクリーンに	目標7〔エネルギー〕 すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する。
	働きがいも経済成長も	目標8〔経済成長と雇用〕 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する。

9 産業と技術革新の基盤をつくろう 	産業と技術革新の基盤をつくろう	目標9 [インフラ、産業化、イノベーション] 強靱（レジリエント）なインフラ構築，包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る。
10 人や国の不平等をなくそう 	人や国の不平等をなくそう	目標10 [不平等] 国内及び各国家間の不平等を是正する。
11 住み続けられるまちづくりを 	住み続けられるまちづくりを	目標11 [持続可能な都市] 包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する。
12 つくる責任 つかう責任 	つくる責任 つかう責任	目標12 [持続可能な消費と生産] 持続可能な消費生産形態を確保する。
13 気候変動に具体的な対策を 	気候変動に具体的な対策を	目標13 [気候変動] 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。
14 海の豊かさを守ろう 	海の豊かさを守ろう	目標14 [海洋資源] 持続可能な開発のために，海洋・海洋資源を保全し，持続可能な形で利用する。
15 陸の豊かさを守ろう 	陸の豊かさを守ろう	目標15 [陸上資源] 陸域生態系の保護，回復，持続可能な利用の推進，持続可能な森林の経営，砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。
16 平和と公正をすべての人に 	平和と公正をすべての人に	目標16 [平和] 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し，すべての人々に司法へのアクセスを提供し，あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。
17 パートナリーシップで目標を達成しよう 	パートナーシップで目標を達成しよう	目標17 [実施手段] 持続可能な開発のための実施手段を強化し， <u>グローバル・パートナーシップ*</u> を活性化する。

資料：外務省「持続可能な開発のための2030アジェンダと日本の取組」（平成29（2017）年3月）

* グローバル・パートナーシップ：地球規模の協力関係。